

# 和歌山市公報

令和5年(2023年)7月18日 第1755号

 発 行 所
 和歌山市役所

 発 行 日
 毎月 1日 15日

# 目 次

# 【告示】

310 公示送達(差押調書(謄本)及び配当計算書)・・・・・・・・・・・・・	(納税課)	1
311 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・	(指導監査課)	1
312 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定・・・・・・・・・・	(指導監査課)	2
313 介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・	(指導監査課)	2
314 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課)	2
315 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
自立支援医療機関の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	3
316 和歌山城ホールの附属設備等利用料金(令和3年告示第352号)の一部改正・	(文化振興課)	3
【公告】		
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・	(地籍調査課)	6
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課)	7
【 教育委員会 <del>告示</del> 】		
11 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	7
【 企業局 <del>告</del> 示 】		
23 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・	(企業総務課)	8

# 【告示】

#### 和歌山市告示第310号

差押調書 (謄本) 及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、 和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書(謄本)及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年7月18日掲示済)

#### 和歌山市告示第311号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を 廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平成28年規則第94号)第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

	和歌山市長	尾	花	正	啓
--	-------	---	---	---	---

		•		
介護保険事 業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
1 3 7 2 9	株式会社ウィズ	デイサービスティールーム	予防給付型通所	令和5年6月
05545	ユー	東京都八王子市千人町2-18-3	サービス	30日
		-102		
28711	株式会社リライ	リハプライド・宝塚米谷	予防給付型通所	令和5年6月
0 3 5 4 1	フパートナー	兵庫県宝塚市米谷2-2-38	サービス	30日
28730	有限会社すこや	すこやかデイサービスセンター	予防給付型通所	令和5年6月
0 4 7 3 9	カゝ	兵庫県尼崎市杭瀬南新町2-1-1	サービス	30日
		$5-1\ 0\ 1$		
3 0 7 1 4	株式会社エム・	ブレス	生活支援型訪問	令和5年6月
0 1 2 4 8	オー・エヌ	和歌山県海南市岡田21番地 2F	サービス	30日

(令和5年7月18日掲示済)

#### 和歌山市告示第312号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定をしたので、同法 第78条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者又は開設者	事業所の名称及び所在地	サービスの	指定年月日
業者番号	の名称又は氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	種類	1日足十月日
30701	株式会社KINJ	訪問介護事業所ナンバーワンふじと台	訪問介護	令和5年7月
1 4 5 3 7	ITO	和歌山市中572-19		1日

(令和5年7月18日掲示済)

#### 和歌山市告示第313号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所 在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称 及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901	株式会社エム・オー・エヌ	デイサービス	地域密着型通所	令和5年7月
01720	和歌山県海南市岡田21番地 2F	さやか	介護	1日
	上野敬大	和歌山市布引		
	和歌山市井辺197番地12	935-1		

(令和5年7月18日掲示済)

#### 和歌山市告示第314号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平成28年規則第94号)第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事 | 事業者又は開設者 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日

業者番号	の名称又は氏名			
30701	株式会社KINJ	訪問介護事業所ナンバー	予防給付型訪問サービス	令和5年7
$1\ 4\ 5\ 3\ 7$	ITO	ワンふじと台	生活支援型訪問サービス	月1日
		和歌山市中572-19		
30901	株式会社エム・オ	デイサービスさやか	予防給付型通所サービス	令和5年7
01720	ー・エヌ	和歌山市布引935-1		月1日

(令和5年7月18日掲示済)

#### 和歌山市告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。 令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

1	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療機 関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
į	訪問看護ステーショ	和歌山市鳴神12	和歌山市太田3丁目	和歌山市鳴神12	令和5年6
3	ン みちラボ和歌山	04-2 アルコ	7 - 24	04-2 アルコ	月15日
		バレーノ1C		バレーノ1C	

(令和5年7月18日掲示済)

#### 和歌山市告示第316号

和歌山城ホールに係る令和5年8月1日以後の利用料金について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山城ホールに係る利用料金の額(令和3年告示第352号)の一部を次のように改正し、和歌山城ホール条例(令和元年条例第44号)第11条第4項の規定により告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 附属設備等利用料金の表を次のように改める。
- 1 附属設備等利用料金

	[11/화]소개 그런 가 나는 보										
			利月	料	金						
区分		単	4.4.	ı) .	district	展示室、リハー	大ホール	等			
	品名	位	大ホー	//	小ホール	サル室及び楽屋	以外の施	設			
(1)	音響反射板	1式	8,800	田							
舞台設	能舞台(輸送費別途)	1式	6,600	円							
備	所作台	1式	6,600	円							
	花道用所作台	1式	2, 200	円							
	オーケストラピット	1式	5, 500	円							
	エプロンステージ	1式	5, 500	円							
	ドライアイスマシン	1台	3, 300	円	3,300 円						
	ドロップ	1張	3, 300	円	3,300 円						
	日舞囲	1式	3, 300	円							
	仮設鳥屋囲(揚幕込み)	1式	2, 200	円							
	金屛風	1双	2, 200	円	2,200 円	2,200 円	730	円			
	銀屏風	1双	2, 200	円	2,200 円	2,200 円	730	円			
	鳥の子屏風	1双	1,650	円	1,650 円	1,650 円	550	円			

	紗幕	1張	1, 100	円						
	花道用パネル	1式	550	円						
	演台	1卓	550	円	550	円				
	司会者台	1卓	320	円	320	円				
	平台	1台	220	円	220	円	220	円		
	緋毛せん	1枚	220	円	220	円	220	円	70	Р
	舞台用花台	1台	110	円	110	円	110	円	40	Р
	花瓶	1個	160	円	160	円	160	円	50	Р
	ホワイトボード	1台	420	円	420	円	420	円		
	式次第	1台	420	円	420	円	420	円		
	めくり台	1台	110	円	110	円	110	円	40	Р
	指揮台及び譜面台	1式	550	円	550	円	550	円		
	演奏者用譜面台	1台	50	円	50	円	50	田		
	譜面灯	1台	50	円	50	円	50	田		
	テーブルクロス	1枚	320	円	320	円	320	円		
	長テーブル	1卓	110	円	110	円				
	表彰盆	1枚	110	円	110	円	110	円	40	Р
	抽選箱	1個	110	円	110	円	110	円	40	Р
	補助ペダル	1台	110	円	110	円	110	円		
	ピアノ用いす	1脚	50	円	50	円	50	円		
	コントラバス用いす	1脚	50	円	50	円	50	円		
	舞台用いす	1脚	50	円	50	円				
	長座布団	1枚	110	円	110	円	110	円	40	Р
	高座用座布団	1枚	50	円	50	円	50	円	20	Р
	上敷	1枚	50	円	50	円	50	円	20	Р
	そでパネル	1枚			220	円				
(2)	天井反射板ライト	1式	4,000	円	2, 200	円				
照明設	アッパーホリゾントライト	1式	3, 300	円						
備	ロアーホリゾントライト	1式	1, 760	円	1, 100	円				
	センターピンスポットライト	1台	2, 750	円	2, 750	円				
	コンダクタースポットライト	1台	320	円						
	第1シーリングライト(1.5kW	1式	2, 750	円						
	)									
	第1シーリングライト (1kW)	1式			1,650	円				
	第2シーリングライト(1.5kW	1式	2, 750	円						
	)			_						
	プロセニアムサスペンション	1式	2, 200	円						
	ライト									
	第1・2・3サスペンション ライト	1式	2, 200	円	1, 320	田				
	第4サスペンションライト	1式	2, 200	円						
	フロントサイドライト 上段	1式	1,650	円	1, 420	円				
	フロントサイドライト 下段	1式	1,650	円	, == =	, ,				
	第1・2・3ボーダーライト	1式	1, 100	円						
		1台	_, _ ~ ~	円	1, 100	円				

	型									
	ミラーボール (直径 30cm) 吊	1台	550	円	550	円				
	型									
	ミラーボール (直径 30cm) 置型	1台	550	円	550	円				
	フットライト	1式	660	円						
	移動用フットライト	1式	550	円	550	円				
	エフェクトスポットライト	1台	550	円	550	円				
	スポットライト (1kW)	1台	320	円	320	円	320	円		
	スポットライト (0.5W)	1台	220	円	220	円	220	円		
	パーライト (1kW)	1台	320	円	320	円	320	円		
	パーライト (0.5W)	1台	220	円	220	円	220	円		
	エリプソイダルスポットライ	1台	320	円	320	円	320	円		
	F									
	エリプソイダルスポットライ	1台	110	円	110	円	110	円		
	ト先球 エフェクトマシン	1台	550	円	550	円				
	波マシン	1台	550	円	550	円				
	ディスクマシン	1台	110	円	110	円				
	カラーフィルター	1枚	110	円	110	円				
	先玉	1台	110	円	110	円				
	ハイスタンド	1台	50	円	50	円	50	円		
	三足スタンド	1台	50	円	50	円	50	円		
	丸ベーススタンド	1台	50	円	50	円	50	円		
(3)	拡声装置	1式	3, 300	円	2, 200	円	1, 100	円	360	円,
音響設	移動型音響調整卓	1式	2, 200	円	2, 200	円	2, 200	円		
備	ステージスピーカー	1台	3, 300	円	2, 200	円				
	移動型スピーカー	1台	2, 200	円	2, 200	円	2, 200	円		
	モニタースピーカー15インチ	1台	1,650	円						
	モニタースピーカー12 インチ	1台	1, 100	円	1, 100	円	1, 100	円		
	モニタースピーカー8 インチ	1台	860	円	860	円				
	モニタースピーカー5インチ	1台	550	円	550	円				
	固定はね返りスピーカー	1式			1, 100	円				
	音声中継回線	1本	2, 200	円	2, 200	円				
	録音料	1式	2, 200	円	2, 200	円				
	CDプレーヤー	1台	1,650	円	1,650	円	1, 650	円	550	F.
	メモリーレコーダー	1台	1,650	円	1,650	円	1, 650	円		
	MDプレーヤー	1台	1,650	円	1,650	円				
	カセットデッキ	1台	1,650	円	1,650	円				
	ワイヤレスマイク (ハンド)	1本	1, 100	円	1, 100	円	860	円	280	F.
	ワイヤレスマイク (タイピン)	1本	1, 100	円	1, 100	円	860	円	280	F.
	3点つりマイク装置	1式	1, 100	円	1, 100	円				
	ステレオマイクロホン	1本	1, 100	円田	1, 100	円田				
	コンデンサーマイク	1本	860	円	860	円	860	円		
	ダイナミックマイク	1本	550	円	550	円	550	円	180	円

	マイクスタンド床上型	1本	220	円	220	円	220	田	70	円
	マイクスタンド卓上型	1本	220	円	220	円	220	田	70	円
	マイクスタンドブーム型	1本	220	円	220	円	220	円	70	円
	フェーダーボックス	1台	550	円	550	円	550	円		
	ダイレクトボックス	1台	550	円	550	円	550	円		
	移動型音響セット	1式					2, 200	円	730	円
	ポーダブル音響セット	1式					660	円	220	円
(4)	プロジェクター	1台	6,000	円	6,000	円	2,000	円	660	円
映写設	スクリーン	1式	1,650	円	1,650	円				
備	移動型プロジェクター	1台	1, 100	円	1, 100	円	1, 100	円	360	円
	移動型スクリーン	1台	220	円	220	円	220	円	70	円
	BDプレーヤー	1台	1,650	円	1,650	円	1,650	円	550	円
	スイッチャー	1台	1, 100	円	1, 100	円				
	映像回線(大ホールと小ホー	1本	1, 100	円	1, 100	円				
	ルを回線で繋ぐ場合)									
(5)	グランドピアノ(スタンウェ	1台	11,000	円	11,000	円	11,000	円		
楽器	イ D274)									
							(リハーサル室のみ	<b>*</b> )		
	グランドピアノ(ヤマハCFX)	1台	8,800	円	8,800	円	8,800	田		
							(リハーサル室のみ	<i>*</i> )		
	グランドピアノ(カワイ KG8C)	1台					1, 100	円		
							(リハーサル室のみ	<i>*</i> )		
	グランドピアノ(ヤマハC7X)	1台					5, 500	円		
							(展示室のみ	r)		
	アップライト (ヤマハ YUS5)	1台							360	F,
	ティンパニ―	1式	2, 200	円	2, 200	円	2, 200	円		
(6)	特殊電源使用(仮設分電盤)	1盤	1, 100	円	1, 100	円	1, 100	円	360	F,
(1)	持込器具	1kW	110	円	110	円	110	円	40	F,
から(	特設用展示パネル	1枚	110	円	110	円	110	円	40	F.
5) ま	ショーケース	1台					550	円	180	円
でに掲	彫刻台	1台					110	円	40	F,
げる以	花台	1台					110	円	40	Ε,
外のも	長テーブル(外用)	1卓					110	円		
$\mathcal{O}$	いす (外用)	1脚					50	円		

(令和5年7月18日掲示済)

# [公告]

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市西浜字大浦ノ坪1136番6 和歌山市西浜字大浦ノ坪1136番8

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課 所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間(ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間)意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和5年7月18日掲示済)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長
指定番号			総延長
令和5年7月13日	和歌山市新在家字得津	和歌山市餌差町1丁目36番地	6.00m
和建指第2732号	97番1、97番3	紀の国住宅株式会社	×76.26m
		代表取締役 林 裕介	76.26m

(令和5年7月18日掲示済)

# 【教育委員会告示】

#### 和歌山市教育委員会告示第11号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。 令和5年7月18日

和歌山市教育委員会 教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年7月20日(木) 午後6時から
- 2 場所 和歌山市西汀丁29番地 教育文化センター2階 第2会議室
- 3 事案
- (1) 6月定例市議会について
- (2) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱について
- (3) 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (4) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
- (5) 令和6年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択について
- (6) 令和6年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について
- (7) その他

(令和5年7月18日掲示済)

# 【企業局告示】

#### 和歌山市企業局告示第23号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。 令和5年7月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

- 1 公共下水道の供用開始
- (1) 供用を開始すべき年月日 令和5年8月1日
- (2) 下水を排除すべき区域
  - ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域 和歌浦中2丁目の一部
  - イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域 堀止西2丁目、今福4丁目、松ヶ丘2丁目、黒田、鳴神、三葛の各一部
  - ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域 松江北1丁目、松江中2丁目、松江西1丁目、野崎、本脇、西庄の各一部
- (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置 前号表示の区域内
- (4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 和歌浦中2丁目、堀止西2丁目、今福4丁目、松ヶ丘2丁目、黒田、鳴神、三葛、松江北1丁目、 松江中2丁目、松江西1丁目、野崎、本脇、西庄の各一部

- 2 終末処理場による下水の処理の開始
- (1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和5年8月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

- (3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
  - ア 和歌山市塩屋5丁目3番41号 和歌川終末処理場
  - イ 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場
  - ウ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和5年7月18日掲示済)